

群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済事業 福利厚生資金貸付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済規程第30条に基づき、被共済職員に対する福利厚生資金の貸付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸付事由）

第2条 貸付は、被共済職員が次の各号に掲げる事由により資金を必要とする場合に行う。ただし、他の借入れの返済資金としての貸付は行わない。

- （1）生活資金 被共済職員の生活について、特に資金を要する場合
- （2）住宅資金 被共済職員の住宅の新築、増改築、購入、住宅用地の購入に資金を要する場合

（貸付の対象）

第3条 貸付の対象となる者は、現に被共済職員として1年以上経過している者とする。

（貸付金の限度額）

第4条 貸付金の限度額は、生活資金にあっては、基準給与月額4ヶ月分以内で100万円の範囲内とし、住宅資金にあっては、基準給与月額8ヶ月分以内で200万円の範囲内とする。

（貸付金の制限）

第5条 貸付を受けている者は、その償還が終了するまでは、新たに貸付を受けられないものとする。ただし、貸付の限度額の範囲内であれば、2回まで貸付を受けることができる。

（貸付金額の単位）

第6条 貸付金の額は、前条の規定による範囲内において、10万円を単位として計算するものとする。

（貸付金の利率）

第7条 貸付金の利率は、年2.0％とする。

2 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付日の属する月の翌月の初日から起算して、償還の終了する日の属する月の末日までの期間について、1月を単位として行う。

3 利息に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（貸付の申込み）

第8条 貸付を受けようとする者は、貸付金申込書（第1号様式）に次の各号の事由に応じた書類を添付して、その者の属する共済契約者に提出しなければならない。

- （1）生活資金
見積書、請求書、診断書等の写、その他費用の内容を明らかにする書類
- （2）住宅資金
ア 建築確認書、見積書、土地・家屋売買契約書等の写、その他費用の内容を明らかにする書類
イ 土地・家屋等の平面図、見取図

2 共済契約者は、前項の貸付金申込書を受けとったときは、その事由、金額、償還能力、連帯保証人等について調査し、意見を付して、県社協に送付しなければならない。

ならない。

（貸付金の決定）

第9条 県社協は、貸付金申込書を受けとったときは、これを審査のうえ、予算を勘案し、貸付の適否、金額等を決定し、共済契約者を経て、借入申込者に対し、貸付決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 県社協は、必要があると認めたときは、貸付決定にあたって、貸付事由による順位を設け又は貸付金額を変更することができるものとする。

（貸付金の交付等）

第10条 貸付決定通知書を受けた者（以下「借受者」という。）は、借用書（第3号様式）を、共済契約者を経て、県社協に提出するものとする。

2 県社協は、借受者から借用書を受理したときは、貸付日に貸付金を借受者名義の口座に振り込むものとする。

（貸付金の償還方法等）

第11条 貸付金の償還は、次のとおりとする。

（1）貸付金の償還は、借入金額に応じて別表に定めた償還回数により行うものとし、貸付日の属する月の翌月から、毎月1回元利均等割賦で償還する。

（2）借受者は、前項の規定により償還する場合のほか、借入金の残額の全部又は一部を繰り上げて償還することができるものとする。

（3）借受者は、第1号の規定にかかわらず、被共済職員等の身分を喪失したときは、直ちに借入金の残額及び利息を償還しなければならない。

（4）借受者は、第2号の規定に基づき、借入金の残額の全部又は一部を償還する場合は、繰上償還承認願（第4号様式）を共済契約者を経て県社協に提出し、承認を受けなければならない。

（5）県社協は、繰上償還承認願を受けとったときはこれを審査し、適当と認めたときは、繰上償還承認書（第5号様式）を共済契約者を経て借受者に交付するものとする。

2 借受者の属する共済契約者は当該法人の償還金をとりまとめて、毎月の末日までに県社協に送付しなければならない。

3 県社協は、貸付金及び利息が完済されたときは、借用書を借受者に返還するものとする。

（連帯保証人）

第12条 借入申込者は、貸付を受けるにあたっては、被共済職員のうちから、以下の要件を満たす連帯保証人1人を立てなければならない。

（1）原則として、本資金の借受者、又は他の借受者の連帯保証人でないこと。ただし、それらの借入残額と、新たな連帯保証の対象となる借入金額の合計額が限度額以内であれば、借入れと連帯保証を合わせて2件までは認める。

（2）前号ただし書きにおける合計額が、借入申込時点での当該連帯保証人のみなし退職手当金額（借入申込日を退職日とみなした場合に見込める、共済法による退職手当と県単共済規程による退職手当金の合計額）の90％以内であること。

2 連帯保証人は、借受者と連帯して、この貸付金の債務を弁済しなければならない。

3 借受者は、連帯保証人が被共済職員としての身分を喪失したときは直ちに連帯保証人変更届(第6号様式)を共済契約者を経て県社協に提出しなければならない。

4 前項の連帯保証人変更届を提出した後、特別な指示がない場合にあっては、連帯保証人の変更について許可があったものとする。

(貸付日)

第13条 貸付金は、毎月25日に貸し付ける。ただし、当該貸付日が金融機関の休業日にあたるときは、休業日後の最初の営業日とする。

(申込締切日)

第14条 貸付金の申込締切日は、原則として毎月10日までとする。ただし、当該申込締切日が日曜日又は休日にあたるときは、その翌日とする。

(委任規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 前条に定める施行日前に貸し付けられた資金は、原則としてなお従前の例による。

(別表)

福利厚生貸付金元利均等償還表(年利2.0%)

単位:円

No.	借入金額	A			B			C		
		年数	償還月額		年数	償還月額		年数	償還月額	
		回数	(最終回)	利息合計	回数	(最終回)	利息合計	回数	(最終回)	利息合計
1	100,000	1年	8,424							
		12回	8,416	1,080						
2	200,000	1年	16,848		2年	8,508				
		12回	16,839	2,167	24回	8,498	4,182			
3	300,000	2年	12,762		3年	8,593				
		24回	12,751	6,277	36回	8,567	9,322			
4	400,000	2年	17,016		3年	11,457		4年	8,678	
		24回	17,007	8,375	36回	11,440	12,435	48回	8,657	16,523
5	500,000	2年	21,270		3年	14,321		4年	10,848	
		24回	21,262	10,472	36回	14,314	15,549	48回	10,804	20,660
6	600,000	3年	17,186		4年	13,017				
		36回	17,152	18,662	48回	12,996	24,795			
7	700,000	3年	20,050		4年	15,187				
		36回	20,028	21,778	48回	15,138	28,927			
8	800,000	4年	17,356							
		48回	17,338	33,070						
9	900,000	4年	19,526							
		48回	19,484	37,206						
10	1,000,000	4年	21,695							
		48回	21,678	41,343						
11	1,100,000	4年	23,865		5年	19,281		6年	16,225	
		48回	23,826	45,481	60回	19,224	56,803	72回	16,224	68,199
12	1,200,000	5年	21,033		6年	17,701		7年	15,321	
		60回	21,019	61,966	72回	17,634	74,405	84回	15,271	86,914
13	1,300,000	5年	22,786		6年	19,176		7年	16,598	
		60回	22,762	67,136	72回	19,110	80,606	84回	16,530	94,164
14	1,400,000	5年	24,539		6年	20,651		7年	17,874	
		60回	24,499	72,300	72回	20,586	86,807	84回	17,866	101,408
15	1,500,000	6年	22,126		7年	19,151				
		72回	22,062	93,008	84回	19,124	108,657			
16	1,600,000	6年	23,601		7年	20,428				
		72回	23,543	99,214	84回	20,376	115,900			
17	1,700,000	6年	25,076		7年	21,705				
		72回	25,020	105,416	84回	21,632	123,147			
18	1,800,000	7年	22,981							
		84回	22,972	130,395						
19	1,900,000	7年	24,258							
		84回	24,231	137,645						
20	2,000,000	7年	25,535							
		84回	25,480	144,885						